

新型コロナウイルス感染症防止対策に係る本校の春期休業中の措置について

新型コロナウイルス感染症防止対策の観点から春期休業中(3月21日～4月7日まで)下記のとおり対応することとしますのでお知らせいたします。

記

- 1 新型コロナウイルス感染防止、健康・安全を第一に考え、春期休業中の間(3月21日～4月7日まで)を学校保健安全法に基づき、臨時休業とします。

なお、学校における春期休業及び新学期の対応については、新たな方針が示される可能性がありますので、今後のメール及び本校ホームページで確認してください。

- 2 3月19日(木)現在、3月30日(月)の離任式に登校する必要はありません。
- 3 追認考査等、個別の指導に関しては登校してください。
- 4 臨時休業期間中は部活動も停止となります。
- 5 不要不急の外出を控え、体調管理に十分注意してください。

奈良県立御所実業高等学校